

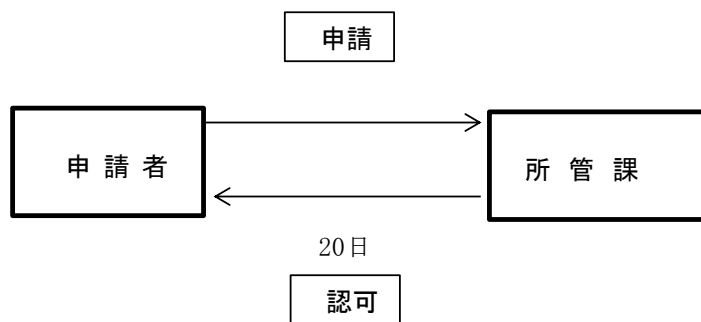
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可	
処 分 の 概 要	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可を行う。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第142条	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標準処理期間	計	20日
判断基準	<p>社会福祉法第127条第5号ロ(1)、(2)及び(4)並びに社会福祉法施行規則第40条第4項及び第5項第1号に基づき判断する。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>社会福祉法</p> <p>第127条 五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。 イ 略 ロ 役員について、次に掲げる事項 (1) 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨 (2) 理事のうち、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨 (3) 略 (4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨</p> <p>社会福祉法施行規則</p> <p>第40条第4項 法第二百二十七条第五号ロ(3)に規定する当該一般社団法人の各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該役員の使用人 三 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 四 前二号に掲げる者の配偶者 五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの 第5項 法第二百二十七条第五号ロ(4)に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 理事について、当該一般社団法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 二 略</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。